

議案第50号

債権の放棄について（都市整備局関係）

次のとおり債権を放棄する。

- 1 債 務 者 大阪市東淀川区南江口2丁目10番45号 武岡文化 16号
佐藤 朗宏
- 2 債 権 の 内 容 市営住宅附帯駐車場に係る使用料及び損害金に係る債権
- 3 放棄する債権の額 使用料の額金 97,800 円及び損害金の額金 52,838 円の合計金
150,638 円
- 4 放 棄 の 理 由 債務者が破産しており、当該債権の弁済を受けることができ
る見込みがないため

令和5年2月9日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

市営住宅附帯駐車場に係る債務者に対する使用料及び損害金に係る債権を放棄するため、この案を提出する次第である。